

## 大阪市西区広報紙「かぜ」広告募集要項

民間企業等との協働により区の財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として、西区広報紙「かぜ」に広告枠を設け、次のとおり募集します。

### 1 媒体の概要

- (1) 名称 西区広報紙「かぜ」
- (2) 形状 タブロイド判
- (3) 頁数 8ページ（うち、5回は12ページ）
- (4) 発行部数 約30,000部（令和8年度予定発行部数。1号あたりの部数であり、月により前後します。）
- (5) 発行方法
  - ・ 毎月1日（4月号は3月31日）に西区内の新聞朝刊（朝日・毎日・読売・産経・日本経済）に折込
  - ・ 上記新聞未購読世帯のうち希望者には配送
  - ・ 西区役所、西区民センター、中央図書館、西屋内プール、西スポーツセンターなど西区内の大阪市関連施設、区内郵便局14か所、地下鉄駅構内8か所、保育施設、医療機関、配架や掲示等にご協力いただいている区内マンション、その他広報サポーターにご協力いただいている店舗等に設置

### 2 広告の規格

- (1) 掲載場所  
各月号2面の最下段  
（ただし、広報紙企画編集事業者の提案内容等により変更する場合があります。）
- (2) サイズ  
縦65mm×横125mm（ただし、2枠申込みされた場合縦65mm×横253mm）
- (3) 刷り色  
フルカラー
- (4) フォント  
JIS規格約7ポイント（10級相当）を最小とします。ただし、特別な場合（表、リスト、地図等）はJIS規約約5.5ポイント（8級相当）まで使用できます。
- (5) 問合わせ先（広告主の所在地、連絡先の固定電話番号等）は必ず明示してください。
- (6) 「広告」表示の規格  
広告枠内側の右上に、次のとおり、罫線で囲み「廣 告」と表記してください。  
枠の大きさ：縦4mm×横9mm（罫線含む）  
罫線の太さ：0.2mm  
刷り色：白地に黒字（スミベタ）  
フォント：UDゴシック（ユニバーサルデザインに対応したゴシック系のフォント）  
フォントサイズ：JIS規格約9ポイント（12級相当）  
位置：広告枠内側の右上に2mmの間隔

### 3 広告掲載料

毎号1枠あたり30,000円（税込）

### 4 広告掲載期間

令和8年5月号から令和9年4月号まで（1か月単位）

※掲載希望者はひと月単位で掲載号を指定できます。

## 5 募集期間

### (1) 広告申込受付開始日

令和8年1月15日（木）から先着順（ただし、申込みが同日の場合は抽選とする。）

※ 先着順や抽選については「[8 広告掲載の決定](#)」をご参照ください。

### (2) 申込期限

別表のとおり

※ 申込期限後でも、広告枠に空きがある場合は、申込みを受け付ける場合がありますので、ご相談ください。

## 6 募集枠数

募集月のうち、2枠募集は10ヵ月、4枠は2ヵ月（※）

各号1事業者2枠の申込みも可

※4枠は令和8年5月号・9月号

## 7 広告掲載の申込み

「行政オンラインシステム」または送付・持参で別表の申込期限までにお申込みください。電話・ファックス・メール等での申込みは受け付けません。

### (1) 「行政オンラインシステム」による申込み方法

各項目に必要な事項を入力し、広告原稿添付のうえ申込みください。

#### 【申込みの流れ】

- ① 「行政オンラインシステム」にログイン（登録必要）する。
- ② 必要事項の入力及び広告見本を添付し申し込む。
- ③ 申込後、完了メールが申込者あてに届きます。

#### 【必要事項】

- ① 事業者情報
- ② 広告掲載情報（掲載希望月・枠数など）
- ③ 広告見本（ファイル形式はPDF・JPG・JPEG・PNGのみ）

### (2) 送付・持参による申込み方法

必要書類を下記申込み先へ提出してください。〔送付の場合は、期限日必着。窓口で提出の場合は、期間内の平日9:00～12:15、13:00～17:30（土日祝日を除く）〕

#### 【必要書類】

- ① 大阪市西区広報紙「かぜ」広告掲載申込書  
（西区役所ホームページからダウンロードし、必要事項をご記入ください。）
- ② 広告見本

#### 【申込み先】

〒550-8501 大阪市西区新町4丁目5番14号 5階51番窓口  
大阪市西区役所総務課（総務）

## 8 広告掲載の決定

大阪市西区広報紙「かぜ」広告掲載申込書（以下、申込書という。）を受付後、西区役所において審査を行い、掲載の可否を通知します。なお、審査上必要と認められるときは、追加の資料を求める場合があります。

※ 同日に受け付けた申込書については公開抽選により順位を決定します。抽選は西区役

所の職員が行いますが、当日立会いを希望する場合は、申込書のチェック欄に印をしてください。

※ 送付での申込みの場合は、担当が申込書を受領した日を受付日とします。

※ 受付開始日以前に申込書類が到着した場合は、受付開始日に受領したものとします。

## 9 広告原稿の作成及び提出

- (1) 掲載が決定した広告の原稿については、指定する期日までに、イラストレーターによる完全データ（文字はアウトライン化）にキャンプ（出力見本 PDF）を添付のうえ、担当まで提出してください。（メール可）

※イラストレーター以外のソフト等で作成する場合は、事前にご相談ください。

- (2) 広告見本・広告原稿の作成にかかる一切の費用は、申込者の負担とします。

## 10 広告掲載料の支払い

広告掲載料は、西区役所が発行する納入通知書により、別表記載の広告掲載料納入期限までに納付してください。

## 11 広告掲載料の返還

既納の広告掲載料は返還しません。ただし、区長が特別の事由があると認めるときはこの限りではありません。

## 12 広告掲載の取下げ

広告掲載の取下げは、各掲載月の広告掲載料納入期限までに書面にて受け付けます。ただし、既に徴収した広告掲載料の取り扱いは前項のとおりとします。

## 13 広告掲載決定の取消

次のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取消すものとします。

- (1) 広告が、広報紙の編集・発行上支障となる恐れがあるとき
- (2) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき
- (3) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき
- (4) その他区長が必要と認めたとき

## 14 その他

- (1) 広告掲載については、「大阪市広告掲載要綱」及び「大阪市西区役所広告媒体への広告掲載要領」に適合し、かつ、区の広報紙の品位を損なわないものとしてください。
- (2) 内容に疑義が生じた場合、また本募集要項に記載のない事項については、必要に応じ西区役所と広告主が双方協議のうえ定めます。
- (3) 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとします。第三者から広告に関連して損害を被った旨の賠償請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決してください。
- (4) 広報紙の広告欄の枠外に「広告に関する一切の責任は広告主に帰属します。広告内容に関するご質問は、広告に掲載された連絡先にお問い合わせください。」の表示を行います。

(別表)

掲載月	申込期限・広告見本提出期限	広告掲載料納入・ 完全データ提出期限 (予定)
5月	令和8年2月20日(金)	令和8年4月1日(水)
6月	令和8年3月19日(木)	令和8年5月1日(金)
7月	令和8年4月20日(月)	令和8年6月1日(月)
8月	令和8年5月20日(水)	令和8年7月1日(水)
9月	令和8年6月19日(金)	令和8年7月31日(金)
10月	令和8年7月17日(金)	令和8年9月1日(火)
11月	令和8年8月20日(木)	令和8年10月1日(木)
12月	令和8年9月18日(金)	令和8年10月30日(金)
1月	令和8年10月20日(火)	令和8年12月1日(火)
2月	令和8年11月20日(金)	令和8年12月28日(月)
3月	令和8年12月18日(金)	令和9年2月1日(月)
4月	令和9年1月20日(水)	令和9年3月1日(月)